

※各業務項目における「●」印は、受注者が中心となって確認、検討資料作成等を行い、発注者を支援する業務を示す。
※各業務項目における「○」印は、発注者が中心となって検討作業等を行い、受注者は、補完的な立場から資料作成・助言等により発注者を支援する業務を示す。

業務項目			備考
大項目	中項目	小項目	
1	財務モニタリング支援		
	(1)	財務関係資料（国への提出資料）に係るモニタリング支援 I R 整備法第28条においてSPCが国土交通大臣に提出するとされている財務関係資料のうち、認定都道府県等（大阪府）の同意が必要とされる次の資料について、法定項目の充足を確認するとともに、大阪 I R 事業の健全な経営を阻害する虞のある事象あるいは原因がないかを確認し、当該事象あるいは原因が発覚した場合には、速やかに発注者に報告を行う。 ※次の各資料の提出期限については法定されているため、短期間での確認が必要となることに留意すること。 ・ 財務報告書（I R 整備法第28条第4項） ・ 確認書（同条第7項） ・ 財務報告に係る内部統制報告書（同条第8項） ・ 四半期報告書（同条第11項）	●
	(2)	財務の安定性に係るモニタリング支援 ・ SPCの資金調達状況の確認 ・ SPCの財務状況の確認 ・ SPCの資金の流れの確認 ・ SPCの株主構成、事業実施体制、組織体制及びガバナンス状況 ・ 初期投資の実行状況	●
	(3)	経営・財務状況の確認・分析支援 ・ 事業計画（I R 整備法第16条）と実績との比較ほか事業計画の履行状況（経営及び財務関連項目）の確認 ・ 事業実施体制・事業実施能力の確保（組織体制・従業員の配置等） ・ 観光動向の他、世界経済・社会に影響を及ぼす事象による経営方針の変化や財務面への影響及び将来の経営への影響	●
	(4)	大阪府市 I R 事業評価委員会（注）への報告支援 ・ 大阪府市 I R 事業評価委員会への報告資料作成支援を行う。	○
2	設計・建設モニタリング支援		
	(1)	設計モニタリング支援 ・ 設計業務の進捗状況の管理・把握支援 ※進捗状況は発注者が管理するが、遅延等課題が生じた場合に、必要に応じて受注者は課題対応に係る支援・助言等を行う。 ・ I R 施設の設計図書等の確認 設計内容が、I R 整備法令、認定区域整備計画及び事業条件書に定める I R 施設の設置要件・基準（種類・機能・規模等）に適合しているか確認 ※確認の時期は、実施設計の完了時及び設計変更時を想定	●
	(2)	建設モニタリング支援 ・ 建設業務の進捗状況の管理・把握支援 SPCから提出される施工計画書及び3か月毎の工事進捗状況報告書に基づく工事進捗状況の管理・把握 ※進捗状況は発注者が管理するが、遅延等課題が生じた場合に、必要に応じて受注者は課題対応に係る支援・助言等を行う。 ・ I R 施設の施工内容の確認 施工内容が、I R 整備法令、認定区域整備計画及び事業条件書に定める I R 施設の設置要件・基準（種類・機能・規模等）に適合しているか確認 ※確認の頻度は、施設ごとに年1回程度を想定	○
	(3)	その他、個別課題が生じた場合の対応に係る調査・助言等（想定例） ・ 課題事項の対応検討に必要な建築・工事関係法規や類例等の調査・整理 ・ I R 区域周辺道路の交通処理検討・関係者調整に対する支援・助言 ・ 建設投資市場の動向の調査・整理 ※課題整理、検討、関係者調整及び対応等は発注者及びSPCが中心・主体となって行うが、受注者は、必要に応じてSPC提出資料の確認や府市での検討・資料作成作業に対する支援・助言等を行う。	●
3	その他事業計画の履行状況等の確認支援		
	(1)	懸念事項対策等の履行状況確認支援 ギャンブル依存症対策や治安・地域風俗環境対策等の懸念事項対策等について事業計画に記載された内容で適切に実施されているかの確認を補完的にを行い、実施内容に課題がある場合は、発注者へ報告を行う。	○
	(2)	その他、事業計画等の履行状況等にかかる調査・助言等（想定例） ・ ギャンブル等依存症対策にかかる海外最新事例状況の調査・整理 ・ 国内外のMICE市場の動向の調査・整理	●
4	セルフモニタリング確認支援		
	(1)	セルフモニタリング結果報告の内容確認支援（1～3の各モニタリング支援に反映）	○
	(2)	セルフモニタリングの課題検討・整理・助言等 ・ SPCが実施するセルフモニタリングについて、課題の抽出や手法のあり方を検討し、必要に応じて提案を行う。	○
5	国への報告等支援		
	(1)	I R 整備法第37条第2項の報告支援 1～4を踏まえて、I R 整備法第37条第2項に基づき国土交通大臣の求めに応じて、発注者が提出する区域整備計画実施状況報告書（認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況に加えて、要因分析や翌年度以降における改善に向けた取組等を記載）の作成に必要な支援を行う。	○
	(2)	事業計画の確認支援 ・ I R 整備法第16条においてSPCが国土交通大臣に届け出るとされている事業計画について、認定都道府県等（大阪府）が同意するにあたっての法定項目の充足を確認するとともに、内容に不備や課題等がある場合は速やかに発注者に報告を行う。 ・ I R 整備法第37条第6項に基づく国の評価が事業計画に適切に反映されているかを確認する。	○
	(3)	大阪府市 I R 事業評価委員会（注）への報告支援 ・ 発注者による大阪府市 I R 事業評価委員会への報告資料作成支援を行う。	○
6	I R 区域整備等の影響・効果等分析のあり方検討		
	(1)	I R 区域整備等の影響・効果等分析のあり方検討・整理・助言等 ・ I R 区域の整備（建設フェーズ）における経済的社会的効果の確認・検証支援 ※区域整備計画（要求基準18）掲載の経済的社会的効果の分析及び統計データ等の収集はSPCにより行い、当該分析の妥当性等について発注者による検証の支援を行う。 ・ I R 区域の整備（建設フェーズ）における経済的社会的効果の報告書・資料作成支援 ※理解促進の観点から、対外的に公表する報告書・資料の作成にあたっての補完的な立場からの支援を行う。 ・ I R 区域の整備による経済的社会的効果（大阪府及び大阪市の財政等への影響を含む）の分析手法の検討・整理	●

（注）大阪府市 I R 事業評価委員会は、地方自治法第252条の7第1項の規定により、認定区域整備計画の実施の状況の評価等をするため、大阪府及び大阪市が共同して設置する附属機関です。